

建設環境委員長報告

平成30年9月定例会

建設環境委員長報告をいたします。

建設環境委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「平成30年度島根県一般会計補正予算（第4号）」など予算案8件、「島根県港湾施設条例の一部を改正する条例」など条例案2件、「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」の一般事件案1件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、土木部所管の第82号議案「平成30年度島根県一般会計補正予算（第4号）」の「除雪機械運転資格取得支援事業」についてであります。

この事業は、除雪機械の運転手となる人材の育成を支援するため、大型免許等を取得するのに要する経費の一部を助成するものです。

委員から、除雪機械のオペレーターの高齢化の状況について質問があり、執行部からは、県内のオペレーターは約1300人であり、その約25パーセントが60歳以上であるとの回答がありました。これに対して、委員から、この事業により、オペレーターの若返りを期待するとの意見がありました。

次に、第102号議案「島根県港湾施設条例の一部を改正する条例」については、浜田港に軌道走行式荷役機械、いわゆるガントリークレーンを新設することに伴い、施設使用料を新設するものであります。

委員から、使用料の設定単価が積算単価より低く設定されているが、使用料の設定にあたっては、今後の維持管理費等のコスト負担を考慮すべきとの意見がありました。執行部からは、他の港との競争力を考慮した使用料としており、今後の財政的負担を軽減するために施設の利用を増やす努力をしたいとの回答がありました。

次に、報告事項など、所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、環境生活部所管事項についてであります。

執行部から報告がありました「島根県人権施策推進基本方針第二次改定について」では、委員から、企業や地域における人権啓発・教育の取り組みの状況について質問がありました。執行部からは、企業等における人権啓発推進のため、啓発指導講師を派遣して研修を行っているが、取り組みが十分ではないことは認識しており、今後は、新しい基本方針のもと、企業や地域における人権の啓発・教育に積極的に取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、執行部から報告がありました「島根県・中国寧夏回族自治区友好交流25周年記念事業について」では、委員から、文化交流だけでなく、経済交流についても、距離的に難しいとは思いますが、引き続き、検討して欲しいとの意見がありました。執行部からは、商工労働部とも連携し、相互に Win-Win の関係となるような経済交流が可能かどうか、今後、研究していきたいとの回答がありました。

また、委員から、出雲市においては、トキの一般公開へ向けた動きがあり、斐伊川流域は、コウノトリなどの大型水鳥が飛来する地域である。このような良好な自然環境を活かし、観光や農業など地域の産業振興にも資するような取り組みを、関係部局と連携して実施して欲しい旨の要望がありました。

次に、土木部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「重要物流道路を契機とした新広域道路交通計画の策定について」では、委員から、国が物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定するにあたり、通常の道路より水準が高い構造基準を満たすことが必要であるが、基準を満たさない道路は、改修等がなされるのかとの質問がありました。執行部からは、まずは、基準を満たした道路から指定すると聞いている。基準を満たさない道路を指定しようとする場合において、改修するかどうかなど、詳細についてはまだ不明であるとの回答がありました。これに対して、委員からは、今後の国の方針や動向の把握に努めて欲しいとの意見がありました。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。